

第十回特別弔慰金の請求期限は 平成30年4月2日です



平成27年4月1日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける方(戦没者の妻や父母等)がいない場合に、後述の順位で遺族の1人に支給されます。請求期限を過ぎると時効により権利が消滅します。早めに請求を。

☑戦没者等の死亡当時の遺族で、①平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方 ②戦没者等の子 ③戦没者等の(1)父母、(2)孫、(3)祖父母、(4)兄弟姉妹 ※戦没者等の死亡当時、生計関係があったことなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わる ④上記①～③以外の戦没者等の三親等内の親族(おい、めいなど)※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係があった方に限る
☑福祉政策課(☎231-1418)、各総合支所市民生活課
▷菊川(☎287-4006) ▷豊田(☎766-2947) ▷豊浦(☎772-4020) ▷豊北(☎782-1958)

の給与支払報告書を提出してください。支払額が30万円を超える平成29年1月1日以降の退職者の給与支払報告書も提出が必要です。所定の手続きにより電子申告(eLTAX)でも提出できます。詳しくはeLTAXホームページ(<http://www.eltax.jp/>)を。

☑提出期限 11月31日(水)
☑市民税課(☎231-1210)

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録を行っています

確保要配慮者の入居を拒まない住宅を賃貸する事業の登録を行っています。※住宅確保要配慮者(高齢者、障害者、子どもを養育している方など) **☑**登録審査手数料6000円〜1万8200円 ※詳細は市ホームページで確認を **☑**住宅政策課(☎231-1941)

個人住民税額の試算ができます
市ホームページの税額試算コーナーでは、源泉徴収票、控除の対象となる領収証や証明書の内容などを入力すると、個人住民税額が分かります。
入力した内容で、市・県民税申告書の作成もで



きますので、申告が必要な方は印刷して利用してください。
▽市ホームページのトップページ
↓市民の方へ↓税金(市民税)
☑市民税課(☎231-1916)

中小企業退職金共済掛金の一部を補助します
☑制度加入後1年以内の従業員について、平成29年中に掛け金を納付した中小企業 **☑**従業員1人1カ月につき500円
※申請者多数の場合は500円を下回る場合あり
※適格退職年金制度から移行する事業主は掛金補助の対象になりません
▽提出書類 ①補助金交付申請書、②月別・個人別掛金内訳書、③補助金交付請求書、④退職金共済手帳(写し1部)、⑤納税証明書(市税の滞納がない証明)※
①③の様式は、市ホームページに掲載あり **☑**1月4日〜31日
☑産業立地・就業支援課(☎231-1310)



平成30年度償却資産の申告をお忘れなく

工場や商店、農業、漁業などの事業を営んでいる方で、毎年1月1日現在、市内に事業用の償却資産を所有している方は、申告する必要があります。早めに申告書を

地元で働こう！ 1月の就職イベント



①ふるさと山口就職ガイダンス = **☑**平成31年3月以降に大学、短大、高専、専修学校等を卒業予定の学生(大学生の場合1〜3年生が対象) **☑**1月12日(金)正午〜午後4時
☑県内に事業所があり、原則として県内での正社員雇用の実績のある企業の担当者と個別ブースにて業界・企業説明および質疑応答 ※無料往復送迎バス有り(要予約)

②ふるさと山口企業合同就職フェア = **☑**平成30年3月に大学、短大、専修学校等を卒業予定の学生(大学生の場合4年生が対象)、求職中の方 **☑**1月29日(月)午前10時〜午後4時(午前・午後で企業入替制) **☑**県内に事業所があり、原則として県内での常用雇用の予定のある企業の採用担当者と大学生および一般求職者との面談方式。その他、キャリアカウンセラーによる個別就職相談コーナーなども設置予定
☑山口グランドホテル(山口市小郡黄金町) ※詳しくは、山口県若者就職支援センター(☎083-976-1145)へ
☑産業立地・就業支援課(☎231-1310)

提出してください。eLTAXを利用してインターネットによる償却資産の電子申告も可能です。
●太陽光パネルも申告を！
土地や家屋に設置した太陽光発電設備は、発電出力に関係なく、事業の用に供することができるとは、申告の対象となります。
☑1月31日(水)までに、資産税課、各総合支所市民生活課へ。
☑資産税課(☎231-1918)、各総合支所市民生活課
▽菊川(☎287-4001) ▽豊田(☎766-2953) ▽豊浦(☎772-4012) ▽豊北(☎782-1918)



冬休み、小学生のバス料金は50円になります

冬休みを利用して、小学生に気軽にバスを体験してもらい、将来公共交通の利用者になってもらうため、サンデン交通とブルーライン交通では、小学生のバス運賃を1乗車50円とするキャンペーンを実施します。
☑12月23日〜1月8日
※詳細・利用方法などについては各バス会社へ問い合わせてください。サンデン交通(☎231-7133)、ブルーライン交通(☎786-0059)
☑交通対策課(☎231-1441)



マークの見方

☑対象 **☑**日時 **☑**期間 **☑**場所 **☑**内容 **☑**講師 **☑**定員
☑参加費など **☑**持参する物 **☑**申込方法 **☑**共通事項 **☑**問合せ先